

阿賀野都市計画地区計画の決定（阿賀野市決定）

阿賀野市横町地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	横町地区
	位 置	阿賀野市保田の一部
	面 積	約 2. 7 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、安田支所をはじめ金融、商業・業務等の機能が集積し、安田市街地の都市・地域拠点形成されている。特に、安田支所西側交差点には、古くから結婚式披露宴や葬儀・法要会食などの場として市民に親しまれてきた料理店が立地し、旧斎藤邸分宅の建物風情を活かした佇まいは、歴史・文化の伝承、景観形成にも大きく寄与している。</p> <p>また、阿賀野市都市計画マスタープランにおいては商業・業務ゾーンに位置づけられており、市役所支所、日常生活に不可欠な日用品店舗・郵便局・診療所・小中学校や保育園などの施設の集積及び拡散防止により、市街地の維持・再生を図ることとしている。</p> <p>このため、地区計画を定めることにより、都市・生活拠点に必要な都市機能の適切な維持・誘導を図るとともに、合理的かつ健全な土地利用の誘導を図り、魅力的で利便性の高い都市・地域拠点の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>良好な市街地環境の維持・形成を図るため、地区北部のA地区（商業地域）、地区南部のB地区（第1種住居地域）の2つに区分する。</p> <p>A地区は、都市・地域拠点に必要な商業業務系の土地利用を図るものとする。B地区は、専用住宅地と商業地の緩衝帯として、住宅のほか店舗等生活利便性を高める土地利用を図るものとする。</p>
	建築物の整備方針	<p>良好な市街地環境の維持・形成を図るため、建築物の用途の制限を定め、本地区の土地利用を適切に誘導する。</p>

地区整備計画	位置	阿賀野市保田の一部	
	面積	約2.7ha	
	地区の区分	A地区 (商業地域)	B地区 (第一種住居地域)
	地区の区分の面積	2.1ha	0.6ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 2. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの	次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 建築基準法別表第二(に)項に掲げる建築物

「区域は計画図表示のとおり」

(理由)

良好な市街地環境を維持・形成し、本地区にふさわしい合理的かつ健全な土地利用を誘導するため、地区計画を決定する。